

平成24年（行ウ）第15号東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（2）

2013年（平成25年）6月27日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

原告らは、本書面において、被告日本原電に経理的基礎が欠け、そのため原発災害の防止に必要な対策を取ることができず、原発の安全性を保つための適切な維持管理が行うことができず、原発災害時における生命・健康・財産の損失を補てんすることができないため、原告らの人格権を侵害するおそれがあること等を主張する。

目次

第1	原子炉を運転するためには経理的基礎が必要であること	3
1.	原子炉規制法による設置許可要件	3
2.	義務付け	3
3.	人格権にもとづく請求	4
4.	小括	5
第2	3年で4,200億円もの電気料金国民負担で維持されている被告日本原電	6
1.	国民からの厳しい批判	7
2.	被告日本原電への基本料支払いを電気料金への原価算入転嫁を認めた経産省	8
3.	選択の余地のない小口家庭料金	9
4.	親会社の経営悪化で値切られる基本料金	9
5.	小括	10
第3	被告日本原電の収支見通し	11
1.	敦賀発電所2号機廃炉は免れない	12
2.	敦賀発電所1号機廃炉が予定されており被告日本原電自身が経営判断している	12
3.	国民負担の累積	13
4.	特別損失処理	13
5.	人件費削減20%で一層安全性の確保は困難に	14
6.	求釈明	14
第4	経営を圧迫する「廃炉費用」と「再処理費用」	16
1.	片手落ちの資産除去債務会計の適用と現実化する「廃炉」費用	20
2.	経営を圧迫する「再処理」費用。使用済核燃料をめぐる国策の失敗	25
3.	求釈明	31
4.	小括	31
第5	資金繰り逼迫による経営破たん寸前の被告日本原電	33
1.	投資と資金調達	33
2.	キャッシュフロー	34
3.	経営の「安全性」評価	38
4.	小括 今後の資金見通しと展望	39
第6	結論	40

第 1 原子炉を運転するためには経理的基礎が必要であること

1. 原子炉規制法による設置許可要件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、単に「法」という。）第 24 条第 1 項 2 号は、原子炉を設置しようとする者に「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎」があることを、設置許可の要件としている。

法が経理的基礎を設置許可の要件としたのは、十分な経理的基礎がなければ、原発災害時における生命・健康・財産の損失を補てんすることができないし、また、原発災害の防止に必要な対策を取ることができないからである。かかる趣旨に鑑みれば、経理的要件は「原子炉の設置」のみならず、「原子炉の運転」のために必要であることは明らかである。

また仮に、経理的要件が「原子炉の設置」時のみに必要というのであれば、いわゆる見せ金の論理によって原子炉を設置することが可能となり、簡単に法の趣旨を潜脱することができてしまう。法がそのような事態を許容するはずがない。

さらに、御庁昭和 60 年 6 月 25 日判決も、同要件について「『原子炉の設置』に必要な経理的基礎」であるとしながらも、「これは、運転についての経理的基礎を必要としないことを必ずしも意味しない」と述べ、「原子炉の運転」についても経理的基礎が必要であること自体は認めている。

よって、「原子炉の運転」に必要な経理的基礎を欠くに至り、その再建が不可能である場合には、設置時にさかのぼって許可処分が無効であると解するべきである。

2. 義務付け

また、仮に設置時にさかのぼって無効であるとまでは言えないとしても、現状を見て、経理的基礎を欠くに至った以上、国は、当該許可処分にかかる施設につき、その使用の停止を命じなければならない。

なぜなら、現状の経理的基礎を前提として設置許可を求めたとすれば許可されないという状態になっているにもかかわらず、そのような経理状態のままで使用を続けさせるということは、設置許可に経理的基礎を求めた法の趣旨に反するからである。

そして、法の要件を充たさず違法な状態となった以上、設置許可を受けた者は、公定力を盾に使用を続けるようなことをするべきではなく、ただちにその使用を停止すべきである。

なぜなら、当該許可を受けた者は、すでに経理的基礎を欠くに至っており、原発災害に対応できないばかりか、原発災害防止に必要な対策を取ることもできないからである。

3. 人格権にもとづく請求

また、人格権に基づく差止請求に関しても、被告日本原電の経理的基礎は極めて重要な意味を持つ。なぜなら、既に述べたように、十分な経理的基礎がなければ、原発災害時における生命・健康・財産の損失を補てんすることができないし、また、原発災害の防止に必要な対策を取ることができないからであり、さらに、原発の安全性を保つための適切な維持管理が行うことができないからである。被告日本原電は営利企業である以上、十分な経理的基礎がない場合、安全管理や補修・メンテナンスのための費用を削減することが社会通念上当然予測されることである。仮に十二分な維持管理計画が策定されたとしても、事業者には十分な経理的基礎が欠けている場合、それを実施する能力がないということになるのであり、安全な維持管理は結局行われたいということになるのである。この場合、当該原発は、人格権を侵害する有害物質を排出する施設であるということになる。

管理型産業廃棄物最終処分場に関する事例であるが、住民らが人格権に基づいて建設差止を請求した事件で、「被告の本件処分場維持管理能力に資金面から大きな疑問があることになれば、前記のとおり、遮水シートが破損した場合、その補修が不完全になること、地下水集排水管が機能不十分となった場合に地下

水が接触することにより粘性土ライナーが変化すること等から遮水シートが破損し、本件処分場から浸出水が漏出する蓋然性があると推定することができる。すなわち、本件処分場埋立完了後及び閉鎖後の廃棄物の安全性について論じるまでもなく、本件処分場に搬入された有害物質が処分場外に流出することはないとの被告の立証がされていないというべきである」として、住民らの請求を認容した判例がある(千葉地裁平成19年1月31日判決)。

4. 小括

以上により、原子炉を運転するためには、十分な経理的基礎が必要であることは明らかであるところ、被告日本原電は、経理的基礎を欠いている。以下、詳述する。

第 2 3 年で 4,200 億円もの電気料金国民負担で維持されている被告日本原電

以下、被告日本原電が、日本における原子力発電の国策民営化のパイオニアとしての末期に、収益性、安全性が困難となり、八方塞がりの「破綻の道」を歩まされていることを示し、原子炉を運転する以前の経営危機に直面している現実を示す。

国策を民営で推進するとして電力 9 社+国の合同出資会社としてつくられた原子力発電卸専門企業というモデル的存在において経営破たんを来すことは、原発の採算性が破綻していることを示すものである。

この書面の被告日本原電の財務諸表の数値は「日本原子力発電所 有価証券報告書」（第51期～55期）及び「平成 2 4 年度決算概況について」をもとにしている。単位は原則としてすべて億円である。

収益性を検討するために、2006年以降の被告日本原電の収支（損益計算書）の推移を以下に示す。

損益計算書 P/L 単独

日本原電(株) 損益推移	2006年度 2007年3月期	2007年度 2008年3月期	2008年度 2009年3月期	2009年度 2010年3月期	2010年度 2011年3月期	2011年度 2012年3月期	2012年度 2013年3月期
	敦賀水漏減肉 通報体制行政処分				東日本大震災		
(発電量 億キロワット/時) (設備稼働率)	155	137	104 48%	130 60%	161 74%	10 0	0
売上高	1,556	1,784	1,493	1,445	1,472	1,452	1,519
経常収益	1,568	1,800	1,510	1,462	1,760	1,470	1,545
電力料収入	1,551	1,777	1,474	1,440	1,735	1,443	1,510
その他の収入	16	22	36	21	24	26	35
経常費用	1,539	1,765	1,467	1,423	1,632	1,394	1,529
人件費	156	147	167	180	178	172	156
燃料費	91	68	58	81	106	7	0
減価償却費	193	179	174	205	274	303	398
修繕費	199	186	360	377	322	375	397
委託費	79	92	142	116	144	133	130
普及開発関係費	4	4	4	4	4	3	3
●廃棄物処理費	38	36	72	45	48	55	30
●特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)	52	50	42	56	48	32	30
○バックエンド費用合計	548	836	207	175	308	85	131
●使用済燃料再処理等費	485	667	164	129	129	77	
●使用済燃料再処理等準備費	36	13	12	15	20	5	
■原子力発電施設解体費	28	157	31	31	159	3	
●損害保険料	5	4	4	4	5	5	5
●原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	43	80
支払利息	6	3	1	2	8	12	21
その他の費用	168	160	236	178	187	169	148
経常利益	28	35	43	38	127	75	16
特別損失					114	108	0
税引前純利益	28	35	43	38	13	△ 32	16
法人税等	9	14	16	15	8	103	13
当期純利益	19	21	27	23	5	△ 135	3

●廃棄物・使用済核燃料処理費用(再処理・最終処分) ■廃炉費用 ●損害賠償費用(保険料・負担金)

まず2011年以降の収支の異常な構造を指摘する。

2011年の収入1,443億円、2012年1,510億円、そして2013年予定されている1,200億円、3年間合計4,200億円は、1ワットたりとも電気をもらっていないのに国民が負担している。国民は被告日本原電の直接のステークホルダー（利害関係者）となった。

被告日本原電の「収入」は、電力5社との「電力需給契約」による料金収入によって得られている。それは9割の「基本料金」（電気の供給量にかかわらず支払いを受ける料金）と1割の「電力量料金」（電気の供給量に応じて支払いを受ける料金）から構成され、資本費と維持費に事業報酬を加えて算定した料金原価が設定されている。電力各社と同様に「総括原価方式」によるもので、原則赤字となることはない。

そのため、東日本大震災後、原子炉の運転が停止していて電力を供給しなくてもなお電力会社から基本料金収入を得ることができた。電力各社は電気料金に被告日本原電への支払料金を転嫁し、経産省はそれを認可した。

1. 国民からの厳しい批判

この「卸電気事業者（被告日本原電、電源開発）からの購入電源費」は、東京電力、関西電力による経産省への電気料金値上げ申請（供給約款変更認可申請）を受けて経産省総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会にて、はじめて審査された。

公聴会では国民より

「原発が動いておらず、発電量がゼロなのに、日本原子力発電に電力各社が電力購入費として年間1,400億円も払っていることがわかりました。電力会社は電気料金の原価にこの購入費を算入しており、結局、国民の負担増となっています。まずは上記の1,400億円を中止するべき」

「1kwも発電していない日本原電への費用支払いが、原価計算に入っているなど、あきれるばかりです。消費者としては認められるものではない」

「基本料金に含まれる144円/kwについて日本原電からの返還を要請します。電力を購入していないのになぜ日本原電へ支払いをするのか」

（経産省電気審査専門委員会資料、「公聴会」及び「国民の声」の主な意見より）

等、電気料金の値上げにかかわり、被告日本原電へ支払う購入電力料の電気料金への転嫁に国民から強い批判が噴出した。（関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 P49）

2. 被告日本原電への基本料支払いを電気料金への原価算入転嫁を認めた経産省

しかし、経産省は次のような理由で、被告日本原電への購入電力料につき電気料金の原価計算に算入することを認める決定を下した。

「これらの費用については購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することが適当である。

①当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。

②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

なお、敦賀発電所については・・・原子力規制委員会の有識者会合において、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価が行われているところであるが、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。」（関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 P52）

「他方で、東京電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、東京電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については原価から削減すべきである。とりわけ日本原子力発電は、東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務

めていることから、日本原子力発電からの購入電力料に含まれる人件費等について、東京電力のコスト削減努力並に原価から削減する」（東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針 P23）

「日本原電については、関西電力の関連会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東京電力・関西電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。」（関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 P52）

（経済産業省「供給約款変更認可申請に係る査定方針」）

国が、被告日本原電の維持費支払いを電力会社電気料金原価に算入することを認めたことで、国民が負担することとなった。

3. 選択の余地のない小口家庭料金

自由化されていない地域独占された小口の家庭用電力では、消費者は選択の余地なく支払わざるを得ない。4,200億円もの強制的な「収奪」が堂々に行われている。

「儲かるときは合同子会社として利用し、危うくなれば国民に負担を転嫁できる」。国策民営の電力会社の合同子会社が行き詰まったとき、親会社の電気料金に転嫁して直接国民負担させる「逆転した機能」を持つなどとは誰が予想したであろうか。

こうして被告日本原電は広く一般国民大衆が選択の余地なく直接的に深い利害関係を持たざるを得ない事態となった。国民は、電気料金で負担した被告日本原電の費用に高い関心を持って被告日本原電の経営判断、そして司法の判断を注視する。

4. 親会社の経営悪化で値切られる基本料金

しかし電力各社は、自身の経営が揺らぐ中、被告日本原電の銀行借入金1,000億円の債務保証の継続と引き換えに、自身の経費削減努力並以上の20%の削減を被告日本原電に要求し、それを飲ませた（経産省による削減査定方針は10%）。被告日本原

電の役員人事が親会社電力会社である以上自作自演であるものの、20%減収ということとは事実上、親会社の経営が優先であって子会社を見捨てるギリギリの分岐点に立ったと考えられる。

電力各社は「総括原価方式」で利益が政策的に確保されるのに、こうなると逆にその子会社は値切られてゆく。

こうして、被告日本原電の2013年度の基本料金収入は1,200億円と見積もられることとなった（2013年5月25日付日本経済新聞）。

5. 小括

かくして3年間で電気料金による日本原電国民負担は4,200億円である。被告日本原電経営陣が何らの経営決断もせずにこのまま破たんするのは、明らかに庶民のお金を吸い取ってドブに捨てるようなものである。

だが、被告日本原電経営陣は負担者である国民に一向に経営見通しを示さない。

2012年3月、原告である常総生協役員が被告日本原電本社を訪れ早期に経営決断をし、廃炉専門会社に転換されるよう求めたところ、「どんな暮らしをしたいのか皆さん国民でよく議論されたらいい」とまったく他人事のように言い放った。

このような社会的無自覚・無責任の体質の被告日本原電が「市民生活、経済活動など社会全般を支える電気の安定供給に貢献してきた」（被告日本原電平成25年1月10日答弁書P78）と言うのは唇寒い。

第3 被告日本原電の収支見通し

予定された事象によって数年のうちに収入は3分の1に、累積欠損は2,500億円を超える。予定された事象とは

1. このままでは2016年までに国民負担は6,000億円を超える。
2. 敦賀発電所2号機は運転再開できず、廃炉処理を迫られる。
3. 敦賀発電所1号機は予定通り2016年で廃炉とする。
4. これらに伴い、基本料収入の根拠を失う。
5. 人件費は原電方針通り20%削減をはかる。

これらは現時点ではほぼ既定の事象であり、それを回避できないであろう。損益計算書に反映させると、概ね以下のようになると予想される（単位は億円）。

4年間で2,500億円の赤字である。いずれにしろ収益は見込めない。

日本原電(株) 損益推移	2006年度 2007年3月期	2007年度 2008年3月期	2008年度 2009年3月期	2009年度 2010年3月期	2010年度 2011年3月期	2011年度 2012年3月期	2012年度 2013年3月期	2013年度 2014年3月期	2014年度 2015年3月期	2015年度 2016年3月期	2016年度 2017年3月期
(発電量 億キロワット/時) (設備稼働率)	155	137	104	130	161	10	0	0	0	0	0
売上高	1,556	1,784	1,493	1,445	1,472	1,452	1,519	1,230	730	730	500
経常収益	1,568	1,800	1,510	1,462	1,760	1,470	1,545	1,230	830	730	500
電力料収入	1,551	1,777	1,474	1,440	1,735	1,443	1,510	1,200	800	800	600
その他の収入	16	22	36	21	24	26	35	30	30	30	30
経常費用	1,539	1,765	1,467	1,423	1,632	1,394	1,529	1,442	1,212	1,080	939
人件費	156	147	167	180	178	172	156	125	112	100	80
燃料費	91	68	58	81	106	7	0	0	0	0	0
減価償却費	193	179	174	205	274	303	398	450	400	370	350
修繕費	199	186	360	377	322	375	397	370	200	100	0
委託費	79	92	142	116	144	133	130	100	100	100	100
普及開発関係費	4	4	4	4	4	3	3	0	0	0	0
●廃棄物処理費	38	36	72	45	48	55	30	30	30	30	30
●特定放射性廃棄物処分費(最終処分費用)	52	50	42	56	48	32	30	30	30	30	30
○バックエンド費用合計	548	836	207	175	308	85	131	40	40	40	40
●使用済燃料再処理等費	485	667	164	129	129	77		37	37	37	37
●使用済燃料再処理等準備費	36	13	12	15	20	5					
■原子力発電施設解体費	28	157	31	31	159	3					
●損害保険料	5	4	4	4	5	5	5	5	3	3	2
●原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	43	80	80	80	80	80
支払利息	6	3	1	2	8	12	21	25	30	40	40
その他の費用	168	160	236	178	187	169	148	150	150	150	150
経常利益	28	35	43	38	127	75	16	△ 212	△ 382	△ 350	△ 439
特別損失					114	108	0	0	1,013	0	251
■廃炉に伴う設備の除却損									778		212
■廃炉に伴う引当金不足額の計上損失									235		39
税引前純利益	28	35	43	38	13	△ 32	16	△ 160	△ 1,395	△ 350	△ 690
法人税等	9	14	16	15	8	103	13				
当期純利益	19	21	27	23	5	△ 135	3	△ 160	△ 1,395	△ 350	△ 690
利益剰余金	483	505	532	555	561	426	429	269	△ 1,126	△ 1,476	△ 2,166

このことだけで、被告日本原電の経理が東海第2原発の維持どころではないことがわかる。

以下主な項目ごとに検討する

1. 敦賀発電所 2 号機廃炉は免れない

原子力規制委員会の敦賀発電所 2 号機直下の活断層の判定を受けて、被告日本原電経営陣は決断を迫られている。国を提訴しても長期にわたるだろう。

経産省が2013年3月に「敦賀発電所については・・・原子力規制委員会の有識者会合において、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価が行われているところであるが、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない」ことから敦賀発電所 2 号機の基本料の電気料金算入を認めていたが、原子力規制委員会にてその結論が出た以上、料金転嫁の根拠を失う。

電力会社の「支援」も、主要「親会社」だった東京電力は事実上国有化されて脱落し、被告日本原電を背負わされたもうひとつの「親会社」関西電力も赤字であり、これ以上の支援は困難と判断される。

今期1,200万円の収入も不確定さを含み、かつ2014年以降は確実に収入は断たれる。基本料収入は3分の1になる。

敦賀発電所 2 号機の廃炉費用は経産省エネルギー庁による試算では、2011年度末残存簿価額は778億円なのでそれを除却損処理。解体費用は、解体見積額635億円に対して2011年度末までの引当が400億円なのでその不足額235億円、合計1,000億円近くを特別損失で計上せざるを得ない。

現資産が除却すべき不良債権となるばかりか、廃炉費用の引当は、のちに見るように負債に計上しているだけであって、現実にキャッシュがあるわけではない。実際のキャッシュ上は、解体期間に応じて総額最低でも635億円必要なのである。

原子力規制委員会の結論後、遅くとも2015年3月期決算で廃炉処理した場合、1,500億円近くの赤字となることは必至である。

2. 敦賀発電所 1 号機廃炉が予定されており被告日本原電自身が経営判断している

敦賀発電所 1 号機は、もともと2011年に廃炉とするというのが被告日本原電の計

画だった。だが、廃炉費用積立不足の特別損失を計上できる状況になかったことから、2009年に「運転停止予定が決まっている敦賀発電所1号機については、運転停止までの残存年数を償却年数としているが、運転停止予定期日を平成22年から平成28年に変更し、残存年数を変更」して、減価償却費56億円を減少させた（第54期有価証券報告書 P85/105）。

しかし、追い打ちをかけるように福島原発事故、そして新規制基準へと推移して、安全対策のコストをかけてまで再び稼働することは困難な見通しとなった。

1970年稼働の敦賀発電所1号機は2013年度で43年目を迎え、規制委員会の「原則40年」を超えており、相当な追加投資をしなければ稼働できず、その投資の回収見込みはほとんどないと判断され、被告日本原電もそう考えているはずである。

運転停止を予定していた3年後の2015年前にも、基本料収入の根拠も断たれることは必至である。敦賀発電所1号機については解体費総見積額357億に対して2011年度末引当額は318億であるから2012年度に廃炉が決定した場合は引当金を取り崩した上で39億円の特別損失を計上することとなる。実際の廃炉のためのキャッシュの調達は最低でも357億円である。

3. 国民負担の累積

敦賀発電所1号機、2号機の廃炉により電気量収入の根拠はなくなる。それを勘案して減額してもなお国民負担は2016年までに6,000億円にのぼる。

4. 特別損失処理

廃炉に伴う設備の除却損ならびに廃炉引当金不足額の損失計上は現時点では一括特別損失で処理せざるを得ない。

2013年6月、経産省は、廃炉決断ができるための環境整備として「廃炉の損失を分割処理」ができるように会計ルールの変更を省令で発令することの検討を始めたと言われるが、それはこの特別損失が間延びされるだけのことで大勢は変わらない。

5. 人件費削減 20%で一層安全性の確保は困難に

2013年5月27日、被告日本原電は、1957年創立以来はじめて職員賞与をゼロとし、合理化で人件費を20%削減すると発表した。

原子炉の安全性を確保するのは最終的には現場の職員、作業員である。人件費の安易な削減は、職員・現場作業員の安全意識の士気を落とすばかりか、人材確保もできず人材流出となり、人員削減となればいっそう現場作業員へのしわ寄せが行き、原子炉の安全性確保は手薄になることは目に見えている。

しかも、人件費は経常費用の10%（156億円）しか占めておらずその20%の削減をしたところで、300億円の減収に対して30億円しか圧縮できない。経営構造改善の決め手になりようがない。

6. 求釈明

被告日本原電は、電力他社に比しても詳しいプラントデータも公開せず極めて閉鎖的な会社である。経営資料においても極めて限られており、現在の一般企業の公開姿勢とはその体質において大きく立ち遅れている。

すでに国民にこれだけの巨額の負担をさせておいて、当事者自らが経営情報を公開し、自身の経営構造と現実的な経営判断を示さないこと自体が社会的常識に欠ける企業体質を象徴している。

のみならず、2013年6月18日、周辺自治体との協議・了承を得ないまま「フィルター付きベント装置」「防潮堤」の工事に着工した。周辺自治体、住民は6月20日の新聞報道で知ることとなる。国民無視の体質は極めつけで、このような不誠実・無自覚な体質で、国民、周辺住民の理解を得ることも、広範な住民へ安全性が確保できるとは到底考えられない。

広範な住民の生命・身体的安全性を確保できる十分な経理的基礎があるかどうかの審理は、こうした被告日本原電の行為の事実とともに、その基礎となる経理的裏付けと見通しにもとづいて審理されなければならない。すでに巨額な経費を負担し

ている国民に対して、被告日本原電の経営の基本にかかわる契約書や投資見積総額、それらに対する経営者の判断が公開されなければならない。

3に関わり、原告らは以下の点につき釈明を求める。

1) 被告日本原電と電力5社との「電力需給に関する基本協定及び電力受給契約」を提出されたい。

2) 以下の設備投資総見積書を提出されたい。

被告日本原電は、本年1月に提出された「答弁書」で「本件発電所においては、その安全性は十分に確保されている」と結論づけ、原告らの請求は「いずれも棄却されるべき」と答弁した。

ところで、今年2013年4月、被告日本原電は東海第2発電所2013年度事業計画を周辺自治体に提出した。格納容器にフィルター付ベント装置の建設、防潮堤建設計画などで2013年度500億円の投資が盛り込まれていた。そして「施設新增設の協議報告義務を定めた安全協定第5条」には該当しないとして、周辺自治体の理解と了承を得ないまま突然6月18日、「フィルター付きベント装置」と「防潮堤」の工事に着工した（2013年6月20日付東京新聞、同日付朝日新聞）。

これまで「5重の壁で放射性物質は隔離できる」ので「放射性物質を外部に放出することはない」として「住民の理解を得てきた」と言い続け、この訴訟の答弁書では「本件発電所においては、その安全性は十分に確保されている」と断言した。

だが、ベントとは「放射性物質を外部に放出すること」であり、周辺住民を被ばくさせることである。「ベントとは格納容器が爆発することを回避するために放射能を外に出すことですね」との住民の説明に対して被告日本原電は「そうです」と答えた。

安全性をめぐる重大な根本問題があるばかりか、その総工費さえ明らかにされていない。これだけの国民負担をさせておいて、さらに広範な住民が被ばくする装置をつくるための投資である。被告日本原電はこれを「自主的な安全対策」と言うが、

これは安全対策ではなく、周辺住民を被ばくさせる装置である。

さらに「基準津波」さえいまだ十分検討されていないのにあたかも作ればいいのかのように「防潮堤」を作るのは安全対策とは言えない。

いったいその経理的基礎と資金調達計画と調達見通しがあるのか不明である。

従って、原告らは被告日本原電に対し、フィルター付ベント装置の設置総額見積、防潮堤建設総工費見積、およびその資金調達計画と調達可能根拠を提出することを求める。

3) ケーブルの不燃化対策、系統分離についての考えを示されたい。

原子力規制委員会は新規制基準の「内部火災に関する要求」が指示する「原子力発電所の火災防護既定」で、「ケーブルは難燃ケーブルを使用すること」「原子炉の停止に係る安全機能の構築物、系統、機器は相互系統分離、常用系との系統分離を行うこと」と定めた。

東海第2原発は可燃性ケーブルを使っており、火災事故が絶えず、旧原子力・安全保安院からも嚴重注意を受けている。3.11以後でさえ、2011年7月に廃棄物処理棟で火災、同12月に取水ポンプエリアでケーブル火災、2012年1月に再び廃棄物処理棟で火災、東海発電所廃棄物固化施設で火災と、ケーブルや電源系統で火災を頻発させている。

原子炉1基あたりケーブルの長さは1,000～2,000kmと言われ、稼働の条件であるケーブルの不燃化には莫大な費用が必要となる。

また、原子炉安全系のケーブルも耐火バリアーによる系統分離、6m隔離基準も満たしていないとされる。

ケーブル不燃化ならびに系統分離にかかわる見解、ならびに対策費用見積と財務計画を提出されたい。

第4 経営を圧迫する「廃炉費用」と「再処理費用」

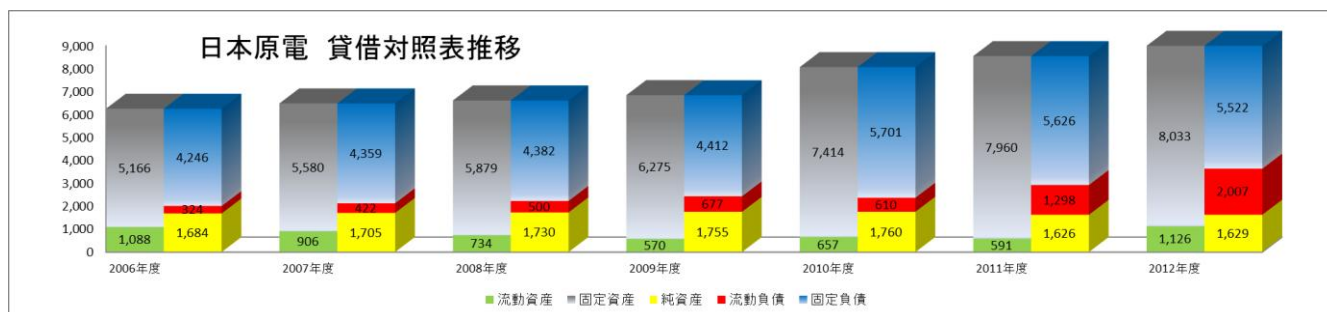
次に貸借の特異な構造と、廃炉費用および使用済核燃料再処理費用の実体がないことを示す。

有価証券報告書より2006年以降の貸借対照表の主な科目の推移を以下に示す。

日本原電(株) 貸借対照推移			2006年度 2007年3月期	2007年度 2008年3月期	2008年度 2009年3月期	2009年度 2010年3月期	2010年度 2011年3月期	2011年度 2012年3月期	2012年度 2013年3月期	
資産	固定 資産	固定資産	5,166	5,580	5,879	6,275	7,414	7,960	8,033	
		電気事業固定資産	1,457	1,313	1,469	1,678	1,885	1,988	1,994	
		建設仮勘定	865	1,128	1,139	1,223	1,366	1,712	1,790	
		■除却仮勘定(廃炉費用積立金)					398	398	405	
		核燃料	1,368	1,467	1,514	1,533	1,560	1,720	1,642	
		●使用済燃料再処理等積立金	413	615	681	760	841	850	882	
		長期投資	294	300	275	263	447	467	449	
		その他の固定資産	769	757	801	818	917	825	871	
	流動 資産	流動資産	1,088	906	734	570	657	591	1,126	
		現預金	55	56	61	65	64	61	130	
		売掛金	147	671	165	102	302	112	273	
		短期投資	806	40	403	281	179	158	550	
		その他の流動資産	80	139	105	122	112	260	173	
資産合計			6,254	6,487	6,614	6,845	8,071	8,551	9,159	
負債 資本	固定 負債	固定負債	4,246	4,359	4,382	4,412	5,701	5,626	5,522	
		社債	50	50	0	100	400	400	400	
		長期借入金	78	22	11	3	358	407	362	
		●使用済燃料再処理等引当金	2,621	2,342	2,320	2,262	2,181	2,069	1,973	
		●使用済燃料再処理等準備引当金	36	49	61	77	98	103	107	
		■解体引当金→2010～資産除去債務	1,262	1,408	1,412	1,432	2,057	2,071	2,107	
		その他の固定負債	196	487	575	536	605	574	570	
	流動 負債	流動負債	324	422	500	677	610	1,298	2,007	
		1年以内期限到来固定負債	28	73	85	64	76	79	367	
		短期借入金	0	130	0	0	0	65	820	
		コマーシャル・ペーパー						250	70	
		未払費用	69	54	145	184	126	265	259	
		関係会社短期債務	48	54	93	156	105	192	160	
		諸前受金	6	6	5	97	42	249	43	
		その他の流動負債	173	105	172	176	261	198	288	
	負債合計			4,570	4,782	4,883	5,090	6,311	6,924	7,529
	資本	資本金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		利益剰余金	483	505	532	555	561	426	429	
		純資産合計	1,684	1,705	1,730	1,755	1,760	1,626	1,629	
負債・資本合計			6,254	6,487	6,614	6,845	8,071	8,551	9,159	

自己資本比率	26.9	26.3	26.2	25.6	21.8	19.0	17.8
総資産に占める電気事業固定資産の割合	23%	20%	22%	25%	23%	23%	22%
電気事業固定資産に占める資産除去債務	87%	107%	96%	85%	109%	104%	106%
有利子負債残高	156	258	72	111	795	1,168	1,987
(増減)		102	-186	39	684	373	819

「廃炉」にかかわる科目の頭に■印, 「再処理」にかかわる科目の頭に●印をつけておいた。

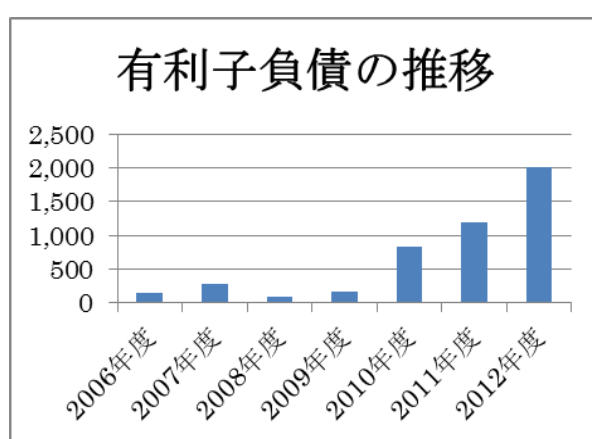
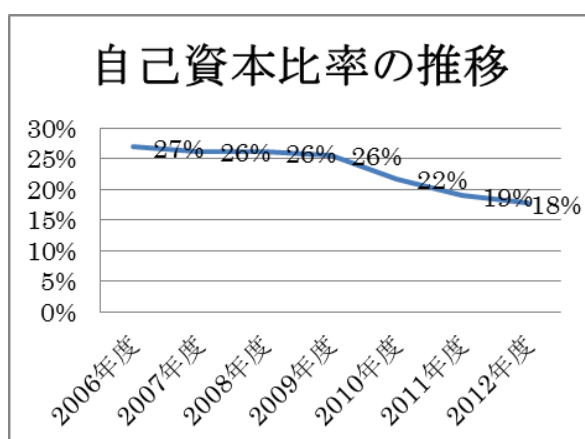
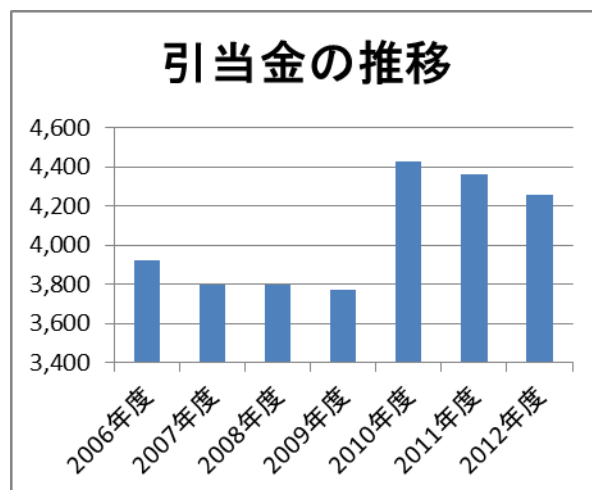
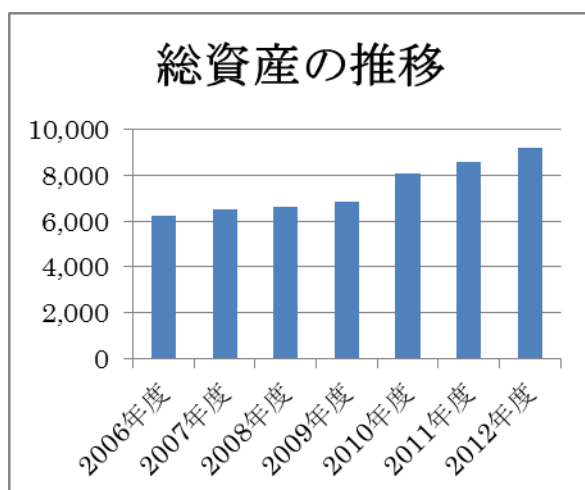


この表を見てまずもって明らかなのは2009年と2010年で明確な財務上の構造的変化があることは一目瞭然であり, そこに線を引く。

被告日本原電の経営のバランスが崩れだしたのは震災による原子炉停止とか、再稼働が遅れているためではなく、原子力発電の経済性という構造的問題の顕在化であり、震災があろうがなかろうが、新基準審査が早かろうが遅かろうが、いずれ表面化したであろうものである。

2010年とは廃炉費用をめぐって「資産除去債務に関する会計基準」が適用された年であり、かつ国策としてすすめていた日本原燃(株)再処理工場が資金逼迫して4,000億円の増資引受を電力各社に助けを求めた年である。

震災1年前の2010年が経営のひとつの転換点であることは下記の指標を見ても特徴的である。（有価証券報告書からの数値をグラフ化）



有価証券報告書より、貸借対照に係る主な指標の内訳を示す。

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
主な 固定資産 の推移	原子力発電設備	1,400	1,258	1,416	1,679	1,886	1,935	1,892
	業務設備	57	55	53	54	55	53	101
	建設仮勘定	865	1,129	1,139	1,223	1,366	1,712	1,790
	除却仮勘定(廃炉費用積立金)	0	0	0	0	398	399	405
	核燃料	1,369	1,467	1,514	1,534	1,560	1,721	1,643
	長期投資	294	300	275	263	447	467	449
	使用済核燃料再処理等積立金	413	615	681	760	841	850	882
		4,398	4,824	5,078	5,513	6,553	7,137	7,162
	増減		426	254	435	1,040	584	25

2010年、日本原燃(株)の増資303億円を引き受けざるを得なかった。こうして長期投資がアップする。同年、資産除去会計基準の適用により、資産除去債務(負債)に対応して、現在廃炉中の東海発電所の除却仮勘定(廃炉積立金)389億円が計上された。2011年、原子炉が停止しているにもかかわらず突然ウラン燃料255億円を購入する。そして2013年異例の売却をして現金化する。建設仮勘定の増加は震災対応か？

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
引当金 推移	使用済核燃料再処理等引当金	2,622	2,342	2,321	2,262	2,181	2,070	1,974
	使用済核燃料再処理等準備引当金	37	50	62	78	98	103	107
	解体引当金→資産除去債務	1,263	1,408	1,413	1,432	2,058	2,071	2,108
	災害損失引当金(長期)	0	0	0	0	75	62	28
	災害損失引当金(短期)	0	0	0	0	17	55	39
		3,922	3,800	3,796	3,772	4,429	4,361	4,256
	増減		-122	-4	-24	657	-68	-105

2010年の会計基準の変更(資産除去債務会計)の適用で解体引当金から資産除去債務に統合されて、600億円増の2,058億円に。

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
有利子負 債推移	社債	50	50	0	100	400	400	400
	長期借入金	79	23	11	3	358	408	362
	当期償還借入金	28	73	84	64	76	79	367
	短期借入金	0	130	0	0	0	65	820
	コマーシャルペーパー	0	0	0	0	0	250	70
	【有利子負債残高】	157	276	95	167	834	1,202	2,019
	増減		119	-181	72	667	368	817
	総資産に占める割合	3%	4%	1%	2%	10%	14%	22%
	デット・エクイティ・レシオ	9%	16%	5%	10%	47%	74%	124%

2010年、日本原燃の株303億円購入、廃炉積立金400億の計上(東海発電所のみ)のために、300億円の無担保社債(償還期限2020年)と300億円の長期借入(みずほ銀行ほか13行、返済期限2020年4月30日、分割返済)を起こさざるを得なかった。

2011年には突然コマーシャルペーパー250億円を発行して短期資金を調達する。2012年度末、翌年償還期日が迫った借入金は1,187億円にのぼった。

1. 片手落ちの資産除去債務会計の適用と現実化する「廃炉」費用

「廃炉費用」と「使用済燃料をめぐる再処理国策問題」の顕在化こそが電力各社の経営悪化の要因であり、福島原発事故を招いた経営的要因である。ずっと先送りしてきた廃炉費用と使用済核燃料の処理の潜在的構造問題が表面化し、原発の経済的不採算性を象徴している。被告日本原電に限らず、いずれの電力会社によっても原発の安全性確保への投資など十分に期待できない。

1) 「資産除去債務」会計の趣旨

2010年に適用された「資産除去債務に関する会計基準」および「同適用指針」は、企業が負う将来の負担を財務諸表に反映させるべきという国際会計基準への適応に迫られ、原発がその典型例として適用されたものである。すなわち、有形固定資産の除去時点で有害物質の処理（解体・撤去・処分）のための相当の費用発生が不可避であるならば、現時点でその有害物質を処理する義務が存在しているものとして、あらかじめその費用も含めた資産計上を行い、対応してその費用を引当金として負債計上するという会計方法の適用である。

資産除去債務会計の採用とは、日本において原子炉の建設・運転を始めて30年、40年を経過する結末として解体・撤去・処分の費用が現実のものとなり、明確に会計認識し、第三者にも社会的にそのコストを明示せざるを得なくなった時期に入ったことを意味している。

2) 片手落ちの会計処理・・・先延ばしされる廃炉費用の明示・積立

本来、資産除去債務会計は「資産負債の両建処理」が原則である。つまり、資産除去債務（廃炉費用）の将来における債務履行を確実にを行うための対応をどのように準備しているかが明示されなければならない。具体的には、資産除去債務を計上したら、同額を有形固定資産の取得原価に反映させる処理を行うか、資産除去債務履行のための積立がされなければならない。

つまり、原発の廃止のように資産を除去するとき必ず発生する膨大な費用に対し

ては、資産の使用で得られる収益から資金を回収して除去費用に備える必要があり、廃棄費用を資産に加算して、減価償却を通じて営業キャッシュフローから資金回収してキャッシュを内部留保するか、積立金として積み立てる必要がある。

ところが、経産省資源エネルギー庁は、資産除去債務会計基準8の例外規定（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）の抜け道を使い、「特別の法令」＝「原子力発電施設解体引当金に関する省令」を適用し、従来通りの「固定資産の使用に応じて」各期間で費用計上する方法を電力各社に指示した。あくまで廃炉費用の履行の明示を隠す処理を継続させた（2010年2月17日経産省通知）。

「資産除去債務基準8」には「ただし、この場合でも、会計基準の定めに基づき・・・これに対応する除去費用を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える方法で資産として計上しなければならない。」とされているが、それは無視されている。

本来、資産除去債務会計の適用にあたって、「解体引当金に関する省令」も改正すべきであったところ、おそらく「収益を生まないものを資産とみなして減価償却することは考えられない」という旧態依然の考えに支配されたのであろう。目先の発電量に応じた費用化はするが、資産化をしないという片手落ちの処理となった。

一般の設備はその使用によって「利益を生む」ことから資産として認識し減価償却をしていく。使い終わって廃棄するのにはそれほど費用は発生しない。だが原子力発電とは、使えば使うほど放射能に汚染されてその廃止に巨額の費用がかかり、核燃料に至っては燃やせば燃やすだけその処理費用が発生する。設備、原料の使用によって長期にわたる手に負えない収益以上の巨額の「費用を生む」ことが原子力発電の設備・原料の会計上の最大の問題である。この会計認識に正面から向かい合わず、国際的な会計認識からも立ち遅れて、2010年の資産除去債務会計適用を中途半端にして「将来かならず来る負担認識」を曖昧にした。

こうした経緯と廃炉費用の明示の先送りの状況の中で、被告日本原電の貸借対照表においても「資産除去債務」が計上されることとなった。

（解体引当金からの引継額1,432億円）＋（廃止措置中の東海発電所の除却仮勘定（廃炉積立金）423億円）＋（営業費用に計上した発電実績分117億円（2010年度営業費用の解体費計上総額は160億円））＋（発電設備調整額96億円）の合計2,068億円が、2010年度期首「資産除去債務」に引き継がれた。

引当金の割引率はわずか2.3%なので、他社に比べて廃炉までの期間が極めて短いことを示しており、廃炉費用が現実化するのに近いことを意味している。

しかし、2,068億円の債務に対応するその履行能力表示は、廃止措置中の東海原発の除却仮勘定（廃炉積立金）423億円しか計上されていない（貸借対照表は2010年度末残高であり期首423億円から期末398億円に減少している。2012年末では405億円となっている）。それ以外には注記もない。

発電設備固定資産の取得原価に加算反映させる処理をおこなった形跡もない。経産省の指示どおり、負債引当だけを行っている。

財務が健全で事業継続性が保障されていれば、営業キャッシュで運用するのはよいのだが、被告日本原電においては資金運用に活用されているとは言えない。

また、この引当方法は「解体引当金に関する省令」により「発電量に応じて」費用計上するなどという方法を採用するがために、被告日本原電においては、2011年度震災で停止して発電できない場合、営業費用にわずか3億円しか解体費用を計上しないというとぼけた経理処理になってしまう。先延ばしばかり考えて、来たるべき廃炉費用の用意はされないまま、最後にドカンと来ることになる。

資産除去債務会計はよく考えれば、廃炉費用だけでなく、核燃料も同様の性格を持ち、本来「資産除去債務の本命」は「使用済核燃料」の方である。

廃炉費用，再処理費用の引当と積立が対応していないこと，アンバランスであることを直感的に理解するために2012年度末の貸借対照表の図表を示しておく。

廃炉費用積立金(東海のみ)	405	4%	資産除去債務 (廃炉引当金)	2,107	23%
再処理積立金	882	10%			
発電設備固定資産	1,994	22%	再処理引当金	2,080	23%
建設仮勘定	1,790	20%			
核燃料	1,642	18%	長期借入	1,335	15%
その他の固定資産	1,320	14%	短期借入等 流動負債	2,007	22%
現預金等流動資産	1,126	12%			
純資本	1,629	18%			
資産合計	9,159		負債・資本合計	9,159	

3) 虚構の除却仮勘定（廃炉積立金）

ところで，2010年資産除去債務会計の適用にあたって，廃炉措置中の東海発電所の除却仮勘定（廃炉積立金）423億円が資産に計上された。仮勘定である以上，除却総額が未定で，廃炉費用総額が確定していないのかもしれない，東海発電所の廃炉にかかったこれまでの費用を仮勘定として資産計上しているのかもしれない。

だが，資産除去債務に対応したこの除却仮勘定とは，「運転停止後に発生する費用（停止後費用）の取り扱いについての基本協定に基づく受電会社の負担見積額423億円を翌事業年度（2010年度）の資産除去債務に関する期首調整額として計上する」とされ，東京電力に対する債権を主張しているようにも見える。いったい東京電力がいかようにして現在廃炉措置中の東海発電所の廃炉費用を支払うのか。

では敦賀発電所1号機，2号機，そして東海第2発電所の廃炉費用はあるのか。どこに準備されているのか？ 関西電力，東京電力，東北電力らは具体的にどのようにこの廃炉費用を負担するのか。

被告日本原電の有価証券報告書からはそれが見えてこない。違法ではないが，負

債は計上しながら、それに対応する債権（資産）明示はないままである。

被告日本原電と電力各社の廃炉にかかわる「基本協定」なるものが、被告日本原電が言う「廃炉費用は受電会社持ちだから大丈夫」という根拠になっている。だが、受電会社である東京電力、関西電力によって履行される確証はない。

関西電力社長で、電気事業連会長を兼ねる八木誠氏は、2012年末、一般論と断った上で、「出資比率の分は、自分の発電所と同じとみている」とし、廃炉費用は「相応分の負担もあり得る」とし、基本協定による義務（債務）と言わない。

協定よりも、現実のカネがあるかどうかであって、関西電力にしる敦賀発電所1，2号機の資産除去債務に対応する廃炉費用を被告日本原電に差し出すのが本来である。

4) 廃炉費用の国の負担要求

かくして会計処理も経産省の指示でしてきたが、自己資金による確保の準備もなく、廃炉費用を親会社からもらえるかどうかままならない中で、被告日本原電浜田社長は、今年2013年5月には、原子力規制委員会の判断で運転再開ができなくなった場合、国に廃炉などの費用の一部負担を求めることを明らかにした。

「（国の）色々な指導に基づいて事業をすすめてきた。その中で許可を出してきた責任は（国にも）ある。稼働できなくなれば、色々な専門家の意見も聞いて検討したい」と（2013年5月14日読売新聞）。

そして規制委員会の決定後も、独自の調査報告書をまとめて規制委員会に提出を予定し、規制委員会の委員にまで個別に抗議書を送って圧力をかけ、電気事業連での議論を背景に、敦賀発電所2号機が廃炉に追い込まれたら国を提訴も辞さないと発表して脅しをかけた。社の命運がかかっているし、電力各社も損失をこうむるので「必死」なのだろうが、本当に住民の安全を考えるのであれば、いい加減あきらめるがよい。事故が起きれば取り返しがつかないことは福島原発事故でわかったのだから。

東京電力においては事実上国有化されているが、破たん整理される前に、東京電力への債権を明確に主張し、被告日本原電への廃炉債務保障を履行させることだ。でなければ、廃炉費用はままならず、東海村は原子炉廃棄物の墓場、棄損場所となってしまう。これは許されることではない。

5) 経産省による廃炉試算

経産省の試算（廃炉決定の際の除去損、解体引当金引当不足額）による「廃炉決定した際の除却損、解体引当金不足額の試算」の被告日本原電の試算は以下の通りである。

廃炉決定の際の除却損、解体引当金不足額の試算(経産省資源エネルギー庁資料より)											
会社名	施設名(出力単位)	23年度末原子力設備残存簿価 (a)	(a)から資産除去債務相当額を控除した額 (b)	23年度末装荷燃料簿価 (c)	23年度末完成燃料簿価 (d)	23年度解体引当金総見積額	23年度末引当金	今年度廃炉が決定した場合の解体引当金不足額 (e)	合計額 (b～e)	23年度末純資産	差分 (△は債務超過)
日本原電	①東海第二(1,100)	874				630	495	135			
	②敦賀1号(357)	212				357	318	39			
	③敦賀2号(1,160)	778				635	400	235			
	合計	1,864	1,751	185	214	1,623	1,214	409	2,559	1,626	▲ 933

「23年度末引当金」が1,214億円あるとされるが、先ほど見た通り、その実際の原資があるとは言えない。要は1,864億円を不良資産として除却し、かつ解体費総額1,623億円をどう調達するのかである。経産省が「廃炉引当金」不足などと言っても、負債に引当てているだけで、それを履行できる資産を持ち合わせていない。

そして「23年度末純資産」1,626億円のうち、電力各社の出資1,200億円を放棄した上で、債務超過は933億円とされる。しかしながら、この3年間で国民が電気料金で負担した総額4,200億円に比していかほどかと思われる。

2 経営を圧迫する「再処理」費用。使用済核燃料をめぐる国策の失敗

バックエンド費用の最大の問題は「使用済核燃料」の処理費用である。高レベル廃棄物は数十億年間管理せざるを得ない。これはいわば永遠に近い将来負担を残すという原発の最大の問題である。

だが、それに加えて、国策民営（日本原燃）である「再処理」政策の負担が電力各社の経営を圧倒的に圧迫している。その事態を以下説明する。

1) 最終処分費用（特定放射能廃棄物処分費用）

使用済核燃料を再処理しようがしまいが核のゴミは依然として残り、放射性廃棄物として数十億年の管理費用が発生する。制度的には「再処理」した残りを最終処分するという。これは、毎年の営業費用の中の「特定放射性廃棄物処分費」として、2000年に国が制度化し設立した「原子力発電環境整備機構」（NUMO）に直接拋出し社外流出する。したがって、貸借対照表には現れてこない。被告日本原電においては損益推移表からすると毎年30～50億円である。積立が2000年からのようなのでこれまでに総額600億円程度と推定される。

各電力会社から拋出された最終処分費用の電力会社別拋出額をNUMOは公表しない。使用済核燃料の最終処分（管理貯蔵が正しい）費用がこの程度ですむとは到底思えないが、さしあたってはこの額とし、被告日本原電が積立額を社会的に明らかにすべき事項である。

最終処分の実施主体NUMOは、日本原燃(株)と結託して、高レベル廃棄物のガラス固化や地層処分、低レベル廃棄物の余裕深度処分、ピット処分などを計画するが、一向に見通しが立っていない。プレートが押し寄せる辺縁「付加体」（くず）でしかない日本列島の地殻では、最初から地層処分などというのは不可能である。

2) 最終処分費用の3倍以上の「再処理」費用

核のゴミ、使用済核燃料は特に再処理する必要がないが、日本では「準国産エネルギー」として宣伝され、「再処理」して燃焼ウランからプルトニウムを取り出してリサイクルする政策がとられ、再処理したものを最終処分しようとしている。

この再処理費用と最終処分費用の拋出が制度化されて各電力会社から徴収されている。だが、核燃料リサイクルは技術的に実用化できる見通しも立っておらず、事実上破たんしている。

「再処理費用」は日本原燃(株)六ヶ所再処理工場で処理を予定している分は、2000年に国が制度化し設立した「原子力環境整備促進・資金管理センター」に拋出・積立てられ運用されている。

しかし、いずれの電力会社とも制度的に拠出を義務付けられている以上に「使用済燃料再処理等費」として営業経費で落とした上で（したがって電気料金に転嫁された上で）、引当金を取り崩して日本原燃に貢いだり、自己資金に運用したりしている様子である。この引当金はまるで「トンネル勘定」のようである。被告日本原電は2006年末残高2,621億円が2012年度末残高は1,973億円で、この間648億円も取り崩している。日本原燃に対する金の流れは実に不透明であり、疑惑を持たざるを得ない。釈明を求める。

2011年度、103億円もの法人税を支払うことになるのは任意の引当金の損金処理が税務当局から否認されたとしか考えられない。

被告日本原電では、貸借の負債科目に「使用済燃料再処理等引当金」1,974億円（2012年度末）が計上されているが、このうち882億円が資金管理センターに拠出（使用済燃料再処理積立金）されていると見られる。この差額1,091億円は内部留保されているが、どのように運用されているかが極めて不明瞭である。

六ヶ所再処理工場だけでは処理仕切れないことが判明し、第二再処理工場を勝手に想定して、その費用は「使用済核燃料再処理等準備費」として営業費用とされ、「使用済核燃料再処理等準備引当金」として負債計上され、2012年度末107億円として、こちらはすべて内部留保金となるが取り崩しはできない。

「再処理」と名のつくものに、被告日本原電だけで合計2,000億円を引き当てている。

「再処理費用」も「最終処分費用」もいずれも営業費用として電気料金の原価に算入されて国民が負担する。

3）2010 年、国策「再処理」会社 日本原燃の増資引受

再処理費用の引当とは別に、被告日本原電の経営構造のバランスを崩す直接のきっかけは、国策である使用済核燃料の「再処理」を担う日本原燃(株)の2010年の増資引受け303億円にあった。

被告日本原電は、電力各社と歩調をあわせ、保有する他の有価証券を売却してまでも日本原燃の株を買わざるを得なかった。この年の固定資産取得支出は589億円（キャッシュフローベース）であり、加えてこの303億円の株式増資を引き受けざるを得ない状況は実にタイミング悪く、この資金を調達するためには、さらに300億円の社債を発行し、350億円の長期借入までをせざるを得なくなった。

新聞報道によれば、経営難に陥った被告日本原電支援のために、電気事業連合会は「日本原電が引き受けた日本原燃株303億円を、電力各社が引き受けて資金を支援する」とされる。

4) 日本原燃への「再処理前払金」

加えて「日本原電が日本原燃に前払いしている再処理前払金400億円を特例として返済する」という支援策が確認されたと聞く。

「再処理引当金」の中から、日本原燃に貸付「前払い」していると言われるが、前述の通り日本原燃の経理は極めて不透明でそれが明示されていない。

東京電力が日本原燃に差し出した再処理前払金2,107億円は、「核燃料資産」（総額7,223億円）の中に資産計上されていた。だが、被告日本原電の「核燃料資産」1,643億円の内訳は装荷核燃料と加工中等核燃料で、なんらの注記もなく資産として不明である。

東電の値上げ申請に対するレートベース（資産に対する報酬）査定の際に、国民から「核燃料資産の中の、再処理の前払金が必要かつ有効な資産と言えるか」という疑問に対し、経産省は「日本原燃が行う再処理事業は巨大な設備産業であり」、日本原燃による市中金融機関からの借入では不足するので、「原子力事業者が再処理料金の前払いを実施したものである」「当該前払金がなければ再処理事業が実施されなかったという意味で再処理事業に不可欠であったと言え、東京電力が当該前払金に要した資金調達費用をレートベースに算入することは妥当である」とした。

被告日本原電にあっては、レートベース報酬に算入するかよりも、資金繰りのた

めに異例な措置として日本原燃から前払金を払い戻すという点にある。だが、これも本当に払い戻されたのか、どの科目と振替えられたのか不明である。

さらに、被告日本原電は、日本原燃(株)の使用済核燃料再処理施設建設資金等の借入に対して518億円の債務保証を行っている。

ここまで国策に協力せざるを得ない状況は、国の責任が極めて重い。国は電力会社のためにやっていると言うが、一連託生である。

被告日本原電が周辺住民の安全を確保するための安全対策を実施できる資金があるのかどうかをこの法廷で判定するには、この国の政策である「再処理」のための日本原燃への直接的で追加的な増資引受、前払金の実態がこの法廷に提出される必要がある。その提出を求める。

5) 電力会社の経営を圧迫する「再処理」政策

被告日本原電のみならず、「再処理」のための法定上の費用と任意の追加費用の拋出は、電力各社の経営を大きく圧迫している。日本原燃六ヶ所再処理工場の最大の支援元は東京電力である。稼働もしておらず、その見通しも立たない国策再処理施設への東電による資金投資は、原燃への出資1,716億円、債務保証が2,810億円、前受金2,854億円、総額7,380億円にも及ぶ。

「津波対策が必要だったのに東電は対策を怠った」とされるが、国策としての「再処理」にこれだけの多額の資金を供出せざるを得ないがために、津波対策や老朽化への対応等、安全対策に資金を回せなかったとも言え、福島原発事故の基礎的要因は国が作ったと言っても過言ではない。

電事連の見積では、この「再処理」のための費用は19兆円にのぼるとされる（原子燃料サイクルのバックエンド事業コスト見積もりについて）。

国策としての「再処理」のために日本原燃六ヶ所再処理工場は、1989年申請時建設費予定7,600億円は、技術的見通しもないまま2兆2000億円に膨れ上がり、1兆252億円を銀行から借入れをするが、稼働する見通しのない資産は担保にもならないために、電力会社がほぼすべての借入に債務保証をつけざるを得なかった。被告日本原電も510億円の債務保証をしている。さらに膨れあがって資金が不足すると再処理の「前受金」として、各電力会社は自らの1997年から2005年の8年間で総額1兆1千億円を日本原燃に貸し付けた。被告日本原電は「前払金」として400億円があるとされる。いわば変則的な貸付である。

それでもなお六ヶ所再処理施設は資金に不足し、2010年、4,000億円の増資を行い、それを各電力会社が引き受けることとなった。被告日本原電の引受303億円はそれである。福島原発事故前年である。

国が「準国産エネルギー」などと宣伝し、「再処理」にこだわり続け、しかも再処理によって回収される物質価額よりも実際に再処理に要する費用の方がはるかに大きくなることが明らかになってしまったことから、1981年に電気事業法を改定して各電力会社の実決算に「再処理引当金」を計上させ、翌年電気事業会計規則を改正、1983年には使用済核燃料再処理引当金に関する省令を発して法的に積立義務を課し、他方で租税特別措置法を改正して通産省令を制定して非課税措置をとり、ついに1986年の電気料金改定で損金算入を認めて料金算定上の料金原価に入れて電気料金に転嫁して国民負担とさせた。

「準国産エネルギー」などということが幻想であることが明らかになり、未だに技術的な確立の見通しがなく事実上破綻した「再処理」政策に国が拘っているがために、電力会社に追加的費用が課され、電気料金一国民が背負わされ、そして福島原発事故を引き起こし、被告日本原電も再処理費用の負担の重荷に耐えかねて破たん寸前に追い込まれている。

国は、被告日本原電の経理的問題は、「事業者の問題」と知らぬ顔をしているが、

その責任の一端は国にある。国は自らの政策の失敗を認め、すべてが破たんする前にその現実的な收拾の方法を提示しなければならない。

3. 求釈明

1. 日本原燃に対する「前払金」が計上されている資産科目と明細を釈明されたい。
2. 日本原燃に対する「前払金」は返済されたのか釈明されたい。
3. 被告日本原電所有の日本原燃株は他電力会社が買い取ったのか釈明されたい。
4. 「再処理等引当金」の取崩額とその運用を明らかにされたい。
5. 東海発電所の「除却仮勘定」は自己資金か。東京電力からの廃炉費用はどのように受け渡されているのか明らかにされたい。
6. その他の発電所の廃炉費用はどのように担保されているのか説明されたい。

4. 小括

以上の通り、被告日本原電の経理的基礎が貸借上も極めて不安定で不確かなものである。廃炉費用と使用済核燃料の処理費用という持って生まれた問題、それに輪をかけて「再処理」という国策による追加的費用は、原発電力専門会社としてのモデルにおいて貸借のバランスが実体としてとれず、債務履行の保障がない財務構造であることを示した。

ここでは、バックエンド費用だけを取り上げたが、もともと原発の発電コストには、一般企業では考えられないような、立地対策費用や研究開発費用を電力会社にかわって国民の税金を圧倒的に使って国が肩代わりしている「政策費用」がある。

そしてなにより今回の福島事故で明らかになったように、いったん事故を起こしたならば莫大な損害賠償費用と事故収束費用がかかる。

東海第二原発は、日本一の人口密集地である首都圏を抱えており、万が一の原発

災害が起きた場合の損害額は、50兆円を超えるとされる福島第一原発事故の損害額をゆうに超えると想定される。被告日本原電の経理的基礎では、このような事態に対応することは不可能である。

これらを含め、原発がいかに不経済かは、すでに25年前の1978年、この水戸地裁の法廷にて、東海第2原発設置許可取消訴訟の証人尋問で、証人室田武氏が「破綻した原発の経済性」として明確に証言している。

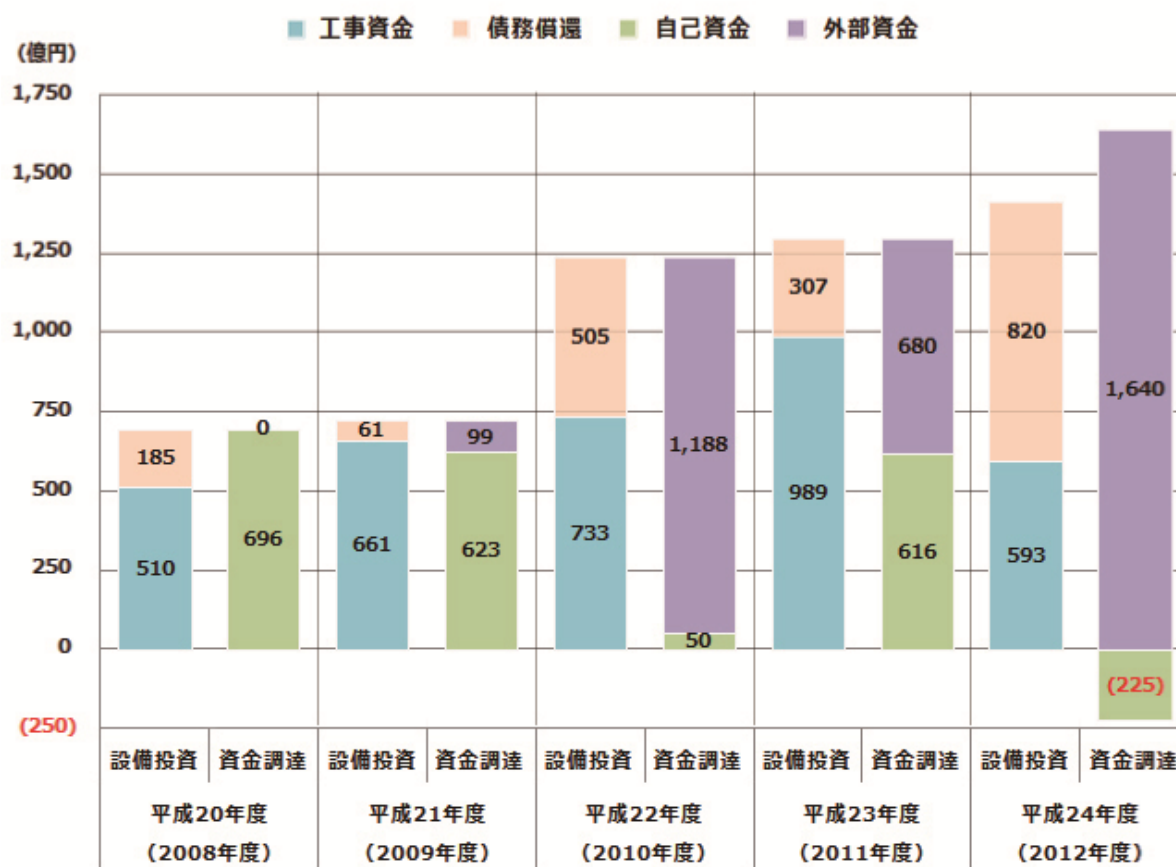
第5 資金繰り逼迫による経営破たん寸前の被告日本原電

最後に実際のお金の流れを検討する。

1. 投資と資金調達

2010年日本原燃株303億円の引受を契機に、被告日本原電は借入償還のためにさらなる借入をせざるを得ない悪循環に入ってゆき、震災前の時点でも250億円の商業シリアルペーパーを発行してまで短期つなぎ資金を調達せざるを得ない状態となった。これに2011年3月の東日本大震災が追い打ちをかけた。

被告日本原電自身がその様子を「設備投資・債務償還と資金調達」のグラフで端的に表現している（被告日本原電ホームページより（財務状況））。



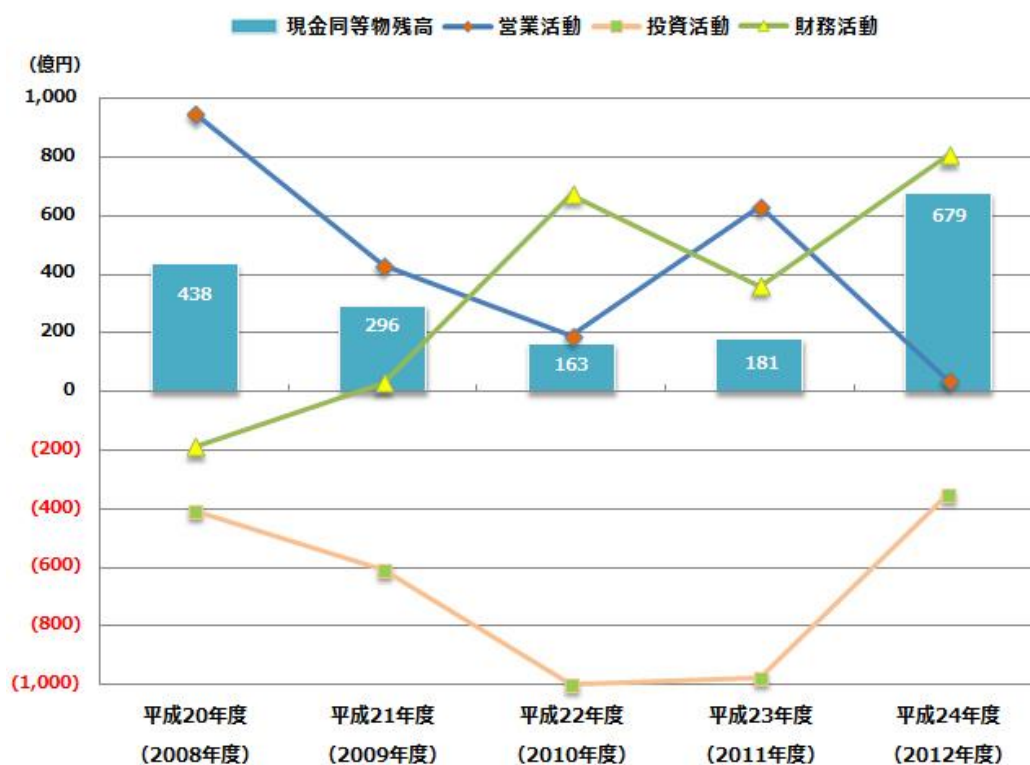
2009年までは設備投資のための資金調達はほぼ自己資金でまかなわれていたものが、2010年より一転して外部資金に依存してしまう様子がわかる。2010年～2012年の3年間の工事資金は合計2,315億円。2010年の債務償還505億円のうち303億円は先に述べた無理強いされた日本原燃株の増資引受である。一般庶民から見ると、国策

会社日本原燃六ヶ所再処理工場が稼働できないのに、その維持のために自ら借金してまで株を引き受けざるを得ないほど、強権的な原子力ムラなのかと訝しい。

こうしてこの3年間で設備投資・債務償還合計は計3,947億円に及び、この資金の9割を占める3,508億円を外部から調達している。半分近くが借入償還のための借入である。

2. キャッシュフロー

2012年度第56期有価証券報告書が2013年6月20日時点で公開されていないので、とりあえず公開された「決算概況」とホームページ上の「財務状況の推移」をもとに検討する。また念のため、これまでの主な内訳推移を次ページに示す。



2012年度、財務活動キャッシュフローの改善（調達）により現金同等物期末残高が増えたように見えるのは、2012年4月資金繰りに逼迫して日本政策投資銀行から借入290万円（返済期日は翌2013年4月26日一括弁済：長期借入金区分に計上されているが実体は短期借入）、みずほコーポレート銀行ほか11行から750億円（返済期日は同じく2013年4月26日）の計1,040億円の短期借入を行っているからであるが、2013

日本原電(株) 連結決算 連結キャッシュフロー推移	2006年度 2007年3月期	2007年度 2008年3月期	2008年度 2009年3月期	2009年度 2010年3月期	2010年度 2011年3月期	2011年度 2012年3月期	2012年度 2013年3月期
営業活動CF	755	△ 335	937	484	188	662	20
純損益/純損失	29	36	52	50	17	△ 15	
減価償却費	203	188	186	214	281	309	
解体費(解体引当金増減)	17	145	5	19	158	4	
固定資産除却損	9	17	7	15	10	5	
核燃料減損額	90	68	54	81	93	8	
使用済燃料再処理等費振替額	48	48	48	48	48	48	
使用済燃料再処理等引当金増減	△ 288	△ 280	△ 21	△ 58	△ 81	△ 112	
使用済燃料再処理等準備引当金増減	37	13	12	16	21	5	
使用済核燃料再処理等積立金増減	△ 53	△ 202	△ 66	△ 79	△ 81	△ 8	
災害損失引当金増減	—	—	—	—	92	25	
受取利息・受取配当	△ 10	△ 15	△ 17	△ 16	△ 17	△ 17	
支払利息・社債利息	7	3	3	3	9	13	
その他							
投資活動CF	△ 301	△ 380	△ 429	△ 651	△ 974	△ 1,020	400
固定資産取得支出	△ 287	△ 311	△ 296	△ 458	△ 589	△ 743	
核燃料取得支出	△ 118	△ 215	△ 130	△ 172	△ 141	△ 282	
有価証券取得支出	△ 281	△ 80	△ 13	△ 53	△ 281	△ 75	
有価証券償還収入	383	227	10	25	50	80	
有価証券売却収入	—	—	—	6	0	20	
資産除去債務履行支出	—	—	—	—	△ 15	△ 16	
その他	—	—	—	—	2	△ 4	
財務活動CF	△ 42	102	△ 159	31	660	374	800
社債発行収入	—	—	—	100	298	—	
社債償還支出	—	—	—	△ 50	—	—	
長期借入収入	8	—	27	9	411	100	290
長期借入返済支出	△ 47	△ 30	△ 77	△ 16	△ 30	△ 52	
短期借入収入	177	352	288	324	57	283	750
短期借入返済支出	△ 181	△ 220	△ 396	△ 221	△ 72	△ 202	
CP発行収入	—	—	—	—	480	450	
CP償還支出	—	—	—	—	△ 480	△ 200	
その他	—	—	—	—	△ 4	△ 4	
現金(現金同等物)の増減	411	△ 613	349	△ 138	△ 126	16	
現金(現金同等物)期末残高	711	98	448	310	184	200	679

年3月末の残高の話しであって、翌月4月26日にその償還返済が迫っていた。手元現金残高が680億円で返済が1,040億円なので、有り金すべて出しても困難であり、新たな借入または借換えができなければ「資金ショート」となる。

これらは、いずれも東京電力を除く関西電力、北陸電力、中部電力、東北電力が債務保証した。名目は「設備資金」となっているが実体は「運転資金」であり、借入の担保はすでに全資産を日本政策投資銀行に差し入れているため、電力親会社の債務保証がなければ借入ができない。

2012年12月10日原子力規制委員会が敦賀発電所2号機直下の破砕帯を「活断層の可能性が高い」との見解を示したことをきっかけに、「日本原子力発電倒産の可能性」(2011.12.11サンケイBiz)が報じられ「電力各社へのドミノ現象」が危ぶまれた。

翌2013年1月、「日本原電、発電せず最高益」(朝日)と報じられる一方で、「資金ショート」がささやかれはじめる。4月の借入償還を控えて銀行団は資金繰り支援

に応じる前提として電力4社の債務保証を求めてきた。

2013年春、被告日本原電の経営問題は廃炉問題から当座の資金ショートの乗り切り策に発展する。電力各社の合同会社である被告日本原電は、自身では経営決断ができない中、いよいよ利害を共にする親会社関西電力を中心にする電力各社が乗り出して支援策が練られる。

他方2月末、これまで親会社の筆頭だった東京電力が自社経営の合理化を迫られて、被告日本原電に対して基本料35～39%の減額要求を出す。

電事連は、1,040億円の借り換えだけでは済まないと判断し、前述した被告日本原電引受けの日本原燃株303億円を各電力会社が買い取って被告日本原電に資金を戻す案、さらに日本原燃に差し出した再処理「前払金」400億円の異例の戻し入れまで検討された。

3月15日の電事連社長会議で関西電力社長・電事連会長が音頭をとって、ようやく1,040億円借り換え債務保証の継続、日本原燃再処理前払金返済、原燃株の買い取り分担等の合意をとりつけて、「総額1,400億円の支援」（読売新聞）として、とりあえずは資金ショートを回避する見通しがたった。

この間の主な報道だけでも以下にのぼる。被告日本原電をめぐる経営問題がいかに社会的関心事項であるかがわかる。

(2012年)

2012. 6. 18 朝日「廃炉なら4社債務超過 経産省試算」

2012. 12. 10 産経「日本原電、経営破綻に現実味 敦賀原発の全3基を廃炉にした場合933億円の債務超過だ」

2012. 12. 11 産経Biz「日本原子力発電に倒産の可能性」

2012. 12. 15 日経「敦賀原発廃炉時の費用負担「枠組み、国と協議」電事連会長」

2012. 12. 19 週刊ダイヤモンド「敦賀の廃炉迫られる日本原電 破綻懸念で再浮上する分割論」

(2013年)

2013. 1. 11 朝日 「日本原電、発電せず最高益 今年度上半期 電力5社から760億円」

2013. 1. 16 Business Journal「2013年の経済界を展望する6 電力9社が支える日本原電、全原発停止でも最高益のカラクリ・・・出所は国民負担？」

2013. 2. 22 時事通信社「電源の資金繰り支援へ＝債務保証1000億円－電力各社」

2013. 2. 23 日経「原電，資金ショート回避 電力大手が支援継続 抜本解決は遠く」
2013. 2. 27 日経「5 電力，原電に修繕費などの基本料減額要請 東電は4割減 来年度方針」
2013. 3. 4 J-CASTニュース「日本原電，ピンチ脱出できるか 自民の「方針転換」に期待」
2013. 3. 8 産経BIZ「日本原子力発電「基本料」大幅圧縮 破綻の恐れ」
2013. 3. 8 読売「日本原電支援1400億円 原燃や電力4社 返金や債務保証」
2013. 3. 11 Business Journal「原発停止中の日本原電が高利益のカラクリ 役員報酬は計4億円以上・・・原資は国民負担」
2013. 3. 15 時事通信社「電力各社，原電支援で合意＝再処理前払い金400億円返金」
2013. 3. 16 日経「日本原電支援で合意 資金繰りで電力各社，前払い400億円を一時返還」
2013. 3. 16 朝日「日本原電 電力4社資金繰り支援，債務保証1040億円で銀行支援獲得へ」
2013. 3. 21 共同通信「日本原電，ウラン売却 借金返済で異例の措置 原発停止の長期化響く」

日本原燃株の電力会社引受や再処理前払金返済が執行されたかどうか不明であるが，1,040億円の借り換えはまた来年やってくる。信用リスクがある以上，コマーシャルペーパーも社債も発行できない。協定にもとづく廃炉費用負担義務が履行されるかどうかわからないし，電力会社各社からの支援が続けられるという保証もなく，いよいよ廃炉費用の特別損失処理が待ち受けている。

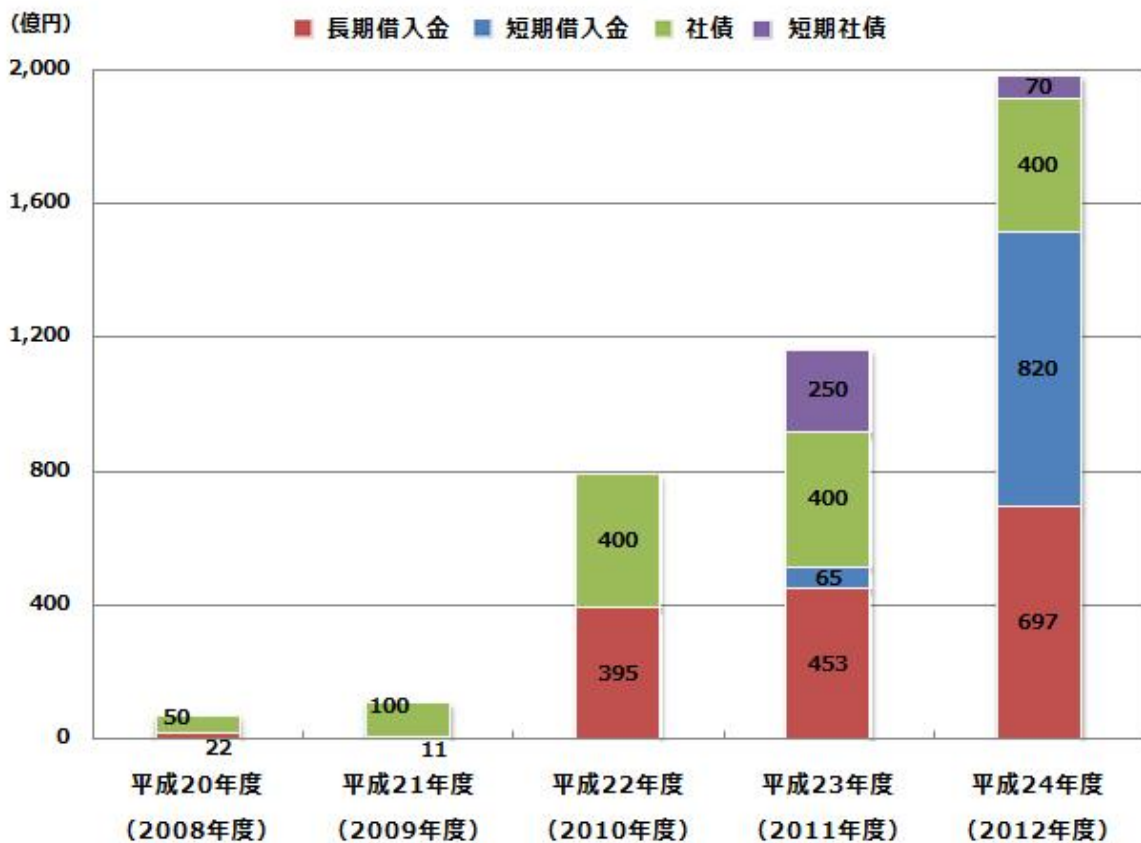
こうして5月16日には，原子力規制委員会が被告日本原電敦賀発電所2号機の原子炉直下に活断層があると判断したことで，「原電 経営危機に」（2013年5月16日東京新聞）と報じられてしまうこととなる。

3. 経営の「安全性」評価

もう一度、有利子負債の推移を見ておく。

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
有利子負債推移	社債	50	50	0	100	400	400	400
	長期借入金	79	23	11	3	358	408	362
	当期償還借入金	28	73	84	64	76	79	367
	短期借入金	0	130	0	0	0	65	820
	コマーシャルペーパー	0	0	0	0	0	250	70
	【有利子負債残高】	157	276	95	167	834	1,202	2,019
	増減		119	-181	72	667	368	817
	総資産に占める割合	3%	4%	1%	2%	10%	14%	22%
	デット・エクイティー・レシオ	9%	16%	5%	10%	47%	74%	124%
	現預金残高	55	56	61	65	64	61	130
	自己資本比率	27%	26%	26%	26%	22%	19%	18%

あわせて、同じく被告日本原電が公開している有利子負債残高の推移のグラフを示す。（ホームページより）



巨大設備産業で、「総括原価方式」によって国からも制度的に保護され、レートベース方式で固定資産が多ければ報酬が多くなる電力会社にとって、自己資本以上の借入をしても原子炉を増やして固定資産を多くすればするほどより多くの「報酬」が得られるこれまでの制度の中では、銀行はいくらでも貸し付けて来た。

しかし、いよいよ廃炉費用、使用済核燃料、そして原発事故リスクが現実となってきた以上、市場原理として安易に貸付を行うことはできない。

その意味で「有利子負債は自己資本または株主資本の範囲内」という我々一般企業の「安全性」指標もようやく適用できることになった。

2012年度自己資本1,629億円に対して有利子負債は2,019億円と超過し、デット・エクイティー・レシオ（負債資本倍率）は124%に至った。株主資本1,200億円に対する比率は168%に及び、一般社会的には危険水域に入った。

4. 小括 今後の資金見通しと展望

では、今後、営業キャッシュ・インから回収できるかと言え、そもそも借入返済のための借入である以上、なんらの利益も回収できない。実際、冒頭の収支、損益推移から見て2016年までには1,400億円の経常損失と減価償却費内部留保分1,500億円を引いて営業キャッシュはほぼトントンで、回収できる余地はない。

仮にこれ以上の設備投資をせずに東海第2を稼働させたとしても収入は変わらない以上、これ以上の収益は望めない。余計な投資をすれば経営はいっそう悪化する。

中期的には、敦賀発電所の廃炉で最低1,000～1500億円を要し、10年かけて廃炉してもその費用は調達せざるを得ない。

固定資産の多くは固有のもので、すでに汚染されている以上、売却も困難な不良資産であって、土地も将来にわたって売却不能であり売却益はない。

とするならば、中長期的に見た場合、東海発電所廃炉のノウハウを生かし、早期に全国の廃炉事業を請け負う「廃炉専門会社」の「パイオニア」として事業転換を決断し、もって信用回復を図って資金借入を確保しつつ、廃炉事業で収益を確保して最後まで責任を持つこと、そして早期に国民負担を止めることがもっとも現実的な道であると考えられる。

経営陣が自らの経営の見通しの現実を見据えて、自らが決断することが道を開き、国民からも国からも銀行からも支援を得られる道である。

第6 結論

1. 被告日本原電は経営危機に直面しており、収益性、安全性、健全性において、現状のままの事業構造では継続性困難である。収益源泉・資金調達も悪循環で八方ふさがりの状態である。住民の安全性の確保、災害の防止上支障のないこと以前に、自らの「経営の安全性・継続性」が危ぶまれている。
2. 現在、被告日本原電の経営は莫大な国民負担によって支えられている。経営の困難は、東日本大震災にともなう原子炉停止、その後の規制基準の整備による稼働の遅れが原因ではなく、使用済核燃料の処理費用や廃炉費用など原子力発電そのものが持つ構造的な問題であり、原子力専門会社のモデル企業である被告日本原電において「原発の経済性の破綻」が象徴的に顕在化したものである。
3. このような経理的な基礎状態で、被告日本原電に災害の防止に必要な十分な経理的基礎があるとは言えず、周辺住民の生命・身体の安全という人格権を保証する条件に欠けている。ましてや万が一の原発災害の際、生命・健康・財産の損失を補てんでできる能力がないことは明らかである。この一点からだけからしても、そもそも東海第2原発を運転する基礎要件がない。
4. 無駄となる投資を直ちにやめ、早期に事業転換の決断をして、社会的信用を回復して経営の転換・刷新をはからなければ国民負担は無駄となる。この裁判における審理もこうした国民の公共利益逸失を増加させる時間との闘いであり、早期に現実的判定を求める。
5. 被告日本原電の経営処理は不透明なところが多く、特に「再処理」費用をめぐる資金の流れを明確にすることを求める。

以 上